

「(仮称) 子どもを守る条例」制定のスケジュール

時 期	外部審議会	庁内委員会	議会・市民参加など
4月			
5月		(18日~27日) 子どもの課題対策検討委員会① ・基本的な考え方 ・制定スケジュール	
6月	(11日) 社会福祉審議会 ① 子ども・子育て専門分科会 ・諮問(条例の制定) ・基本的な考え方 ・制定スケジュール		
7月		(21日・28日) 子どもの課題対策検討委員会② ・条例(骨子) ・市民意見聴取の方法	
8月	(6日) 社会福祉審議会 ② 子ども・子育て専門分科会 ・条例(骨子) ・市民意見聴取の方法		(下旬) 市議会 教育子育て委員協議会で報告 ・条例(骨子)
9月	(15日) 社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 から意見聴取		(~10月) 市民意見聴取の実施 ・ワークショップ・アンケート ・ヒアリング など

10月	(22日) 青少年問題協議会 から意見聴取	(21日・26日) 子どもの課題対策検討委員会③ ・市民意見聴取の実施報告 ・条例(素案)	
11月	(6日) 社会福祉審議会 ③ 子ども・子育て専門分科会 ・市民意見聴取の実施報告 ・条例(素案)	(下旬) 子どもの課題対策検討委員会④ ・分科会意見の整理	(下旬) 市議会 教育子育て委員協議会で報告 ・条例(素案)
12月	(7日) 社会福祉審議会 ④ 子ども・子育て専門分科会 ・条例(素案)のまとめ ・ <u>答申</u>		パブリックコメントの実施
令和3年 1月		(下旬) 子どもの課題対策検討委員会⑤ ・パブリックコメントの意見の整理 ・条例(案)のまとめ	
2月			市議会 教育子育て委員協議会で報告 ・条例(案)
3月			市議会 ・条例審議
4月	「(仮称)子どもを守る条例」の施行		